

MedTech Actuator Origin Japan 2024 プログラム参加規約

2024年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 大阪本部

MedTech Actuator Origin Japan 2024 プログラム参加規約（以下「本規約」という）は日本貿易振興機構 大阪本部（以下「ジェトロ」という）が主催する MedTech Actuator Origin Japan 2024 プログラム（以下「本プログラム」という）に参加する企業・参加者（以下「参加者」という。）に適用されます。参加者は、本規約に同意した上でプログラムに参加するものとします。

1. 参加条件

- (1) 本プログラムの範囲 本プログラムの参加者（選考に通過した者）にジェトロが提供する内容は、ジェトロが以下に規定する1.(2)の範囲に限ります。
- (2) 本プログラムにおけるジェトロの提供サービス
 - ・ スタートアップ、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター等（以下「メンター」という）による講演・講義・面談
 - ・ スタートアップエコシステム関係者等へのピッチ機会
 - ・ スタートアップエコシステム関係者等とのネットワーキング機会
 - ・ 個別メンタリング
- (3) 参加者の費用負担

プログラム参加費は無料です。ただし、以下の項目については、参加者に費用を負担いただきます。

- ① オンライン・システム環境・オンラインツール等の費用
 - ② 事業参加のための交通費、輸送費、飲食費、その他ビジネス活動に係る費用
 - ③ 参加者の自己都合により事業参加を辞退したことで発生するキャンセル料。シンガポールセッションに参加する場合、滞在日程を変更した際に発生する一切の諸費用（ジェトロが指定する滞在日程に同意できる場合、航空券および現地宿泊費を提供します。）
 - ④ その他[募集要項](#)において、ジェトロが負担すると明記されている項目以外で発生する費用一切の費用
- (4) 有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為はお断りします。
 - (5) 本プログラム審査選考結果に対するご質問には回答を致しかねますので、予めご了承ください。
 - (6) 本プログラムご応募の際は、応募要件を満たす必要があります。[募集要項](#)を必ずご確認ください。
 - (7) 以下の項目に該当する場合、本プログラムへの参加を途中で辞退いただく場合があります。
 - ① 応募資格または選考基準を満たさなくなったとき等、参加者の状況が変化した時

- ② 参加者が違法な行為又は違法でないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、支援を継続することがゼロの信用を毀損する恐れがあるとき。オンラインで実施されるプログラムについては、[オンライン・プログラムご利用条件/免責事項](#)も併せて適用されます。
- (8) 事業成果把握のために、ゼロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中および支援終了後に関わらず、ライセンス契約や商談の成約、資金調達の成功、IPO（株式公開）等、ビジネスに進展があった場合、遅滞なく報告していただきます。また、支援期間中 および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、事業の成果普及の一助とするため、参加者の承諾を得て、セミナー、WEBサイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびゼロの広報活動に利用させていただく場合がございます。
- (9) 本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。参加者はこれらにご協力いただくとともに、予め肖像権利用の了承をいただいたものとします。
- (10) 本プログラム選考通過時は、ゼロは広報媒体にて氏名・事業内容等を掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (11) 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募、申し込みを無効とすると同時に本プログラムへの参加をお断りします。
- (12) ゼロは、参加者への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本規約の内容を変更することができるものとします。

2. 免責事項

- (1) ゼロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しておりますが、本プログラムにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加者の責任と判断で行っていただきます。ゼロおよびメンターは万が一参加者に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。
- (2) ゼロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加者の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加者に損害等が生じた場合、ゼロおよびメンターは一切の責任を負わないものとします。
- (3) ゼロは、本プログラム期間中に発生した参加者に係る携行品盗難・携行品損害、疾病治療費用等について一切負担できません。また次の事由に起因する参加者に生じた損害等についても、一切の責任を負わないものとします。
- ① 交通事故（飛行機、電車、自動車、バス等の交通手段に搭乗中の事故並びに歩行中の交通事故等）により生じた損害等
 - ② ホテル、本プログラム実施場所、街中等において、第三者の不法行為、天災地変、火災、戦争、テロ、暴動などその他不可抗力により生じた損害等

- ③ 食中毒、病気感染、病気等により生じた損害等
 - ④ 政府及び公共団体の指令、出入国規制を含む法令等ならびに伝染病による隔離その他法令等または公的機関等による規制、命令または指導等により生じた損害等
 - ⑤ 前各号に準ずる損害その他参加者の故意、過失、法令に反する行為によって生じた損害等
- (4) ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本プログラムの提供日時、内容を変更し、本プログラムの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、参加者の参加を中止させることができるものとします。これに起因又は関連し、参加者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及びメンターは参加者に対し一切の責任を負わないものとします。
- ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。オンラインで実施されるプログラムについては、[オンライン・プログラムご利用条件/ 免責事項](#)も併せて適用されます。
 - ② 正当な理由の有無にかかわらず、面談予定先が面談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - ③ 参加条件から外れるなど、参加者の状況が変化したとき。
 - ④ 前号のほか、参加者がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - ⑤ 参加者が次項に定める反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - ⑥ 参加者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為 若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- (5) 本プログラムの実施期間内および完了後においても、ジェトロの「[反社会的勢力への対応に関する規程](#)」の内容を遵守ください。ジェトロは、参加者が規定内容を遵守しないことで不利益を被ることになっても、異議は一切受け付けません。反社会勢力に該当しないことについて：現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（「暴力 団員による不当な行為の防止 等 に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から 5 年間を経過しない者をいいます。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも 該当しないことをご確認ください。
- A) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - B) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - C) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - D) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること
 - E) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
 - F) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

- iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
- v. 前各号に準ずる行為。

(6) ジェトロは、アレンジした面談の成否（何時、如何なる面談相手と、如何なる内容の面談をすることができるかを含みますが、これに限られません。）や面談の成果を保証するものではなく、面談から生じた結果について、参加者に対し一切の責任を負わないものとします。

(7) 前各項に定めるほか、ジェトロ及びメンターは、参加者の本プログラムへの申込又はジェトロの本プログラムの提供に起因又は関連して、参加者に如何なる損害が発生したとしても、参加者に対し一切の責任を負わないものとします。

(8) 参加資格の取消し又は本プログラム提供の終了等

- ① 参加資格の取消し 応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合には、参加資格を取り消すことがあります。
- ② 本プログラムの補助等の終了 以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、本プログラムへの参加資格を取り消し、既に補助している費用等の全部又は一部の返納やキャンセル料を求めることがあります。
 - 1. 本プログラム募集要項に記載の「応募要件」に掲げる要件のいずれかを満たさない状態となり、かつそのことを事前にジェトロに申告していなかった場合
 - 2. 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
 - 3. 本プログラム参加期間における素行不良等が極めて顕著である場合
 - 4. 本プログラムにかかる各種書類に虚偽があることが認められた場合
 - 5. その他、本プログラム参加者としての責務を怠り、参加者として適当でないと認められた場合

3. 秘密保持・個人情報について

(1) ジェトロ、メンターおよび参加者は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報及び法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本プログラムの実施の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとし、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。

- ① 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- ② 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ③ 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- ④ 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報

- ⑤ 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - ⑥ 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
 - ⑦ 本事業の予算元である内閣府や経済産業省から開示を要請された情報
 - ⑧ 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報
- (2) ジェトロは、応募の際に提供いただく参加者の個人情報ならびに内容を以下の範囲内で提供します。
- ① 提供する個人情報の項目：所属、肩書、氏名、メールアドレス、電話番号、追加質問項目
 - ② 提供先：主催・共催・後援機関・プログラム委託先機関である、MedTech Actuator、大阪商工会議所、一般社団法人うめきた未来イノベーション機構、大阪イノベーションハブ（公益財団法人大阪産業局）、近畿経済産業局
 - ③ 提供目的：本プログラム運営及び成果把握・共有のため
- (3) ジェトロ、メンターおよび参加者は、本プログラム遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
- (4) 本プログラムに関わる個人情報は、本プログラムの実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「[個人情報保護方針](#)」に基づき適切に取り扱います。
- (5) 前 3 項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、個人情報、法人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前 3 項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。オンラインで実施されるプログラムについては、[オンライン・プログラムご利用条件/免責事項](#) も併せて適用されます。

4. お問い合わせ先

〒541-0052 大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 29F

日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部 イノベーション課

電話番号：06-4705-8603（月曜日～金曜日 9:00-17:30）

メールアドレス：osd@jetro.go.jp